

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 及び世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の 一部改正について

1 主旨

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の各規定に基づき、内閣府令に定める基準により条例で定めることとされている関係条例について、今般、内閣府令が改正されたため、各条例の一部を改正する条例案を、令和6年区議会第1回定例会に提案する。

2 提案予定条例

提案予定条例名称	対象となる施設	根拠法令	改正案
(1) 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	別紙1
(2) 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	別紙2

3 条例改正内容一覧

<div style="text-align: right;">改正する条例</div> <div style="text-align: left;">項目</div>	(1) 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例	(2) 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及 び運営の基準等に関する条例	改正条例の施 行予定日
(A)こどもの最善の利益の確保	第12条、第30条、第57条、第61条、第82条、 第83条、第87条、第95条、第100条	第7条、第25条	令和6年4月1日
(B) 児童発達支援の一元化	第3章(第65条~75条)削除	—	
(C) 児童発達支援センター区分の一元化	第6条、第10条	—	
(D) 総合的な支援の推進	第12条、第30条、第57条、第61条、 第82条、第83条、第87条、第95条	—	
(E) 支援内容の見える化	第30条の2、第57条、第61条、 第82条、第83条、第87条、第95条	—	
(F) 自己評価等の実施方法の明確化	第30条、第57条、第61条、第82条、 第83条、第87条、第100条	—	
(G) インクルージョンの推進	第12条、第30条の3、第57条、第61条、 第82条、第83条、第87条、第100条	—	
(H) 保育所等訪問支援の充実	第100条	—	
(I) 管理者の業務範囲の明確化	第7条、第57条、第61条、第78条、第83条、第87条	—	
(J) 感染症発生時に備えた平時からの対応	—	第37条	
(K) 地域生活に向けた支援の充実	—	第3条、第6条、第7条	
(L) 家庭的な養育環境の確保	—	第25条	

項目	概要
<p>○障害児等の意思決定支援を推進するための方策</p> <p>➤ 障害児や家族が希望する地域生活を実現するため、その意思を尊重し、選択の機会を確保するため意思決定支援を推進するための規定を定める。</p> <p>A)こどもの最善の利益の確保</p>	<p>通所 入所</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害児支援において、障害児とその保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、障害児支援利用計画や個別支援計画の作成、個別支援会議等の実施、支援の提供を進めることを求める。

項目	概要
<p>○地域の支援体制の充実</p> <p>➤ 障害特性に関わらず、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制を促進するため、児童発達支援等の区分を一元化する規定を定める。</p> <p>B)児童発達支援の一元化</p> <p>C)児童発達支援センター区分の一元化</p>	<p>通所</p> <ul style="list-style-type: none"> 「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化する。 児童発達支援センターにおける人員・設備基準の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分を「障害児」の人員・設備基準等に合わせる形で一元化する。

項目	概要
<p>○質の高い発達支援の提供の推進 通所</p> <p>▶ 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進するための規定を定める。</p>	
<p>D)総合的な支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、支援において5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とする。 支援内容について、事業所の個別支援計画において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める
<p>E)支援内容の見える化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所において、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定・公表を求める。
<p>F)自己評価等の実施方法の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が行う自己評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて、保護者にも示すこととするなど、実施方法を明確化する。

※5領域＝「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

項目	概要
○インクルージョンの推進	<p>通所</p> <p>➤ 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進めるための規定を定める。</p>
G) インクルージョンの推進	<ul style="list-style-type: none"> 並行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画等において、具体的な取組等について記載しその実施を求める。
H) 保育所等訪問支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援や放課後等デイサービスの取組も参考に、自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求める。

項目	概要
○事務・手続きの効率化等	<p>通所</p> <p>➤ 利用者に必要なサービスを提供できるよう、現場における業務効率化を図るための規定を定める。</p>
I) 管理者の業務範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行う等の管理者の責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず兼務できる旨を示す。

項目	概要
<p>○感染症対応力の向上 入所</p> <p>➤ 診療報酬、介護報酬と同時改定である機会をとらえ、医療機関との連携強化、感染症対応力の向上のため、平時からの対応を求める規定を定める。</p> <p>J) 感染症発生時に備えた平時からの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務とする。 協力医療機関が、協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務づける。

項目	概要
<p>○障害児入所施設における支援の充実 入所</p> <p>➤ 家庭的な養育環境の確保や成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支えるための規定を定める。</p> <p>K) 地域生活に向けた支援の充実</p> <p>L) 家庭的な養育環境の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画（移行支援計画）を作成し、同計画に基づき移行支援を進めることを求める。 家庭的な養育環境の確保を推進する観点から、できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うよう努めることを求める。

5 今後のスケジュール

令和6年2月 令和6年第1回区議会定例会（改正条例案の提案）

改正後	改正前
○世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	○世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
令和元年10月1日条例第27号	令和元年10月1日条例第27号
改正	改正
<p>令和2年3月4日条例第9号 令和3年3月9日条例第13号 令和3年6月25日条例第34号 令和4年3月7日条例第10号 令和5年3月6日条例第12号 令和5年6月27日条例第44号 <u>令和6年 月 日条例第 号</u></p>	<p>令和2年3月4日条例第9号 令和3年3月9日条例第13号 令和3年6月25日条例第34号 令和4年3月7日条例第10号 令和5年3月6日条例第12号 令和5年6月27日条例第44号</p>
世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 児童発達支援	第2章 児童発達支援
第1節 基本方針（第4条）	第1節 基本方針（第4条）
第2節 人員に関する基準（第5条—第8条）	第2節 人員に関する基準（第5条—第8条）
第3節 設備等に関する基準（第9条・第10条）	第3節 設備等に関する基準（第9条・第10条）
第4節 運営に関する基準（第11条—第53条）	第4節 運営に関する基準（第11条—第53条）
第5節 共生型児童発達支援に関する基準（第54条—第57条）	第5節 共生型児童発達支援に関する基準（第54条—第57条）
第6節 基準該当児童発達支援に関する基準（第58条—第64条）	第6節 基準該当児童発達支援に関する基準（第58条—第64条）
<u>第3章 削除</u>	<u>第3章 医療型児童発達支援</u>
	<u>第1節 基本方針（第65条）</u>
	<u>第2節 人員に関する基準（第66条・第67条）</u>
	<u>第3節 設備等に関する基準（第68条）</u>
	<u>第4節 運営に関する基準（第69条—第75条）</u>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>第4章 放課後等デイサービス</p> <p>第1節 基本方針（第76条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第77条・第78条）</p> <p>第3節 設備等に関する基準（第79条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第80条—第82条）</p> <p>第5節 共生型放課後等デイサービスに関する基準（第83条）</p> <p>第6節 基準該当放課後等デイサービスに関する基準（第84条—第87条）</p> <p>第5章 居宅訪問型児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針（第88条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第89条・第90条）</p> <p>第3節 設備等に関する基準（第91条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第92条—第95条）</p> <p>第6章 保育所等訪問支援</p> <p>第1節 基本方針（第96条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第97条・第98条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第99条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第100条）</p> <p>第7章 多機能型事業所に関する特例（第101条—第103条）</p> <p>第8章 雑則（第104条・第105条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項の規定により適用される法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、世田谷区（以下「区」という。）における指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する</p>	<p>第4章 放課後等デイサービス</p> <p>第1節 基本方針（第76条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第77条・第78条）</p> <p>第3節 設備等に関する基準（第79条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第80条—第82条）</p> <p>第5節 共生型放課後等デイサービスに関する基準（第83条）</p> <p>第6節 基準該当放課後等デイサービスに関する基準（第84条—第87条）</p> <p>第5章 居宅訪問型児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針（第88条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第89条・第90条）</p> <p>第3節 設備等に関する基準（第91条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第92条—第95条）</p> <p>第6章 保育所等訪問支援</p> <p>第1節 基本方針（第96条）</p> <p>第2節 人員に関する基準（第97条・第98条）</p> <p>第3節 設備に関する基準（第99条）</p> <p>第4節 運営に関する基準（第100条）</p> <p>第7章 多機能型事業所に関する特例（第101条—第103条）</p> <p>第8章 雑則（第104条・第105条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項の規定により適用される法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、世田谷区（以下「区」という。）における指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>る基準等を定めるものとする。 （用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 通所給付決定保護者 法第6条の2の2 第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>（2） 指定障害児通所支援事業者 法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。</p> <p>（3） 指定通所支援 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。</p> <p>（4） 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。</p> <p>（5） 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療（法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）につき法第21条の5の29第2項に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費（以下「肢体不自由児通所医療費」という。）の額を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>（6） 基準該当通所支援 法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援をいう。</p> <p>（7） 通所給付決定 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。</p>	<p>る基準等を定めるものとする。 （用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 通所給付決定保護者 法第6条の2の2 第9項に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>（2） 指定障害児通所支援事業者 法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。</p> <p>（3） 指定通所支援 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。</p> <p>（4） 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。</p> <p>（5） 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療（法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）につき法第21条の5の29第2項に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費（以下「肢体不自由児通所医療費」という。）の額を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>（6） 基準該当通所支援 法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援をいう。</p> <p>（7） 通所給付決定 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>(8) 支給量 法第21条の5の7第7項に規定する支給量をいう。</p> <p>(9) 通所給付決定の有効期間 法第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。</p> <p>(10) 通所受給者証 法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証をいう。</p> <p>(11) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり区若しくは他の区市町村（以下「区市町村」という。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり区若しくは区市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。</p> <p>(12) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。</p> <p>(13) 児童発達支援センター 法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。</p> <p>(14) 多機能型事業所 第4条に規定する指定児童発達支援の事業、第76条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第88条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第96条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）の事業、指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立</p>	<p>(8) 支給量 法第21条の5の7第7項に規定する支給量をいう。</p> <p>(9) 通所給付決定の有効期間 法第21条の5の7第8項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。</p> <p>(10) 通所受給者証 法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証をいう。</p> <p>(11) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり区若しくは他の区市町村（以下「区市町村」という。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり区若しくは区市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。</p> <p>(12) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。</p> <p>(13) 児童発達支援センター 法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。</p> <p>(14) 多機能型事業所 第4条に規定する指定児童発達支援の事業、<u>第65条に規定する指定医療型児童発達支援の事業</u>、第76条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第88条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第96条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）の事業、</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>訓練（機能訓練）（以下「機能訓練」という。）の事業、指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第174条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準第185条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。</p>	<p>指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）（以下「機能訓練」という。）の事業、指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準第174条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準第185条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。</p>
<p>2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p> <p>（指定障害児通所支援事業者の一般原則）</p>	<p>2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p> <p>（指定障害児通所支援事業者の一般原則）</p>
<p>第3条 指定障害児通所支援事業者の申請者として法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、<u>法人とする。</u></p>	<p>第3条 指定障害児通所支援事業者の申請者として法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。<u>ただし、法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）又は診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。第66条第1項第1号及び第68条第1項第1号において同じ。）により行われるものに限る。）に係る法第21条の5の15第1項の指定の申請を行う者については、この限りでない。</u></p>
<p>第2項～第5項 （略）</p> <p>第2章 児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針</p>	<p>第2項～第5項 （略）</p> <p>第2章 児童発達支援</p> <p>第1節 基本方針</p>
<p>第4条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、<u>適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又</u></p>	<p>第4条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、<u>指導及び訓練を適切かつ効果的に</u>行うものでなければならない。</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p><u>は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。)</u>を行うものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 第1項～第2項 (略)</p> <p><u>3 前2項に規定する従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。第10条第2項において同じ。）として必要とされる数の従業員を置かなければならない。</u></p> <p>5-4 <u>第1項及び第2項</u>の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定</p>	<p>第2節 人員に関する基準</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 第1項～第2項 (略)</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者（前項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を規則で定める基準により置かなければならない。</u></p> <p><u>(1) 言語聴覚士</u></p> <p><u>(2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</u></p> <p><u>(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）</u></p> <p><u>4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。</u></p> <p><u>(1) 看護職員</u></p> <p><u>(2) 機能訓練担当職員</u></p> <p><u>5 前各項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定</u></p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>る児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>
<p>（管理者）</p>	<p>（管理者）</p>
<p>第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援事業所を管理する者（以下この章において「管理者」という。）を置かなければならない。</p>	<p>第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援事業所を管理する者（以下この章において「管理者」という。）を置かなければならない。</p>
<p>2 管理者は、専らその指定児童発達支援事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は<u>当該指定児童発達支援事業所以外の</u>事業所、施設等の管理に係る職務に従事することができる。</p>	<p>2 管理者は、専らその指定児童発達支援事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の</u>事業所、施設等の管理に係る職務に従事することができる。</p>
<p>第8条 （略）</p>	<p>第8条 （略）</p>
<p>第3節 設備等に関する基準 （設備及び備品等）</p>	<p>第3節 設備等に関する基準 （設備及び備品等）</p>
<p>第9条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、<u>発達支援室</u>並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p>	<p>第9条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、<u>指導訓練室</u>並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p>
<p>2 前項の<u>発達支援室</u>には、<u>支援に</u>必要な機械器具等を備えなければならない。</p>	<p>2 前項の<u>指導訓練室</u>には、<u>訓練に</u>必要な機械器具等を備えなければならない。</p>
<p>3 第1項に規定する設備及び備品等は、専らその指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>3 第1項に規定する設備及び備品等は、専らその指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、<u>発達支援室</u>、遊戯室、屋外遊戯場（当該指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を<u>含む。</u>）、医務室、相談室、調理室、<u>便所及び静</u></p>	<p>第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、<u>指導訓練室</u>、遊戯室、屋外遊戯場（当該指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。<u>以下この項において同じ。</u>）、医務室、相</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p><u>養室</u>並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p>	<p>談室、調理室<u>及び便所</u>並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。<u>ただし、主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所にあつては、障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。</u></p>
<p><u>2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。</u></p>	<p><u>2 前項の設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。ただし、主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。</u></p>
<p><u>3 第1項の設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。</u></p>	<p><u>3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通所させる指定児童発達支援事業所にあつては静養室を、主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所にあつては聴力検査室を設けなければならない。</u></p>
<p>4 第1項及び<u>第2項</u>に規定する設備は、専らその指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、<u>第2項に規定する設備を除き</u>、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。</p>	<p>4 第1項及び<u>前項</u>に規定する設備は、専らその指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。</p>
<p>第11条（略） （児童発達支援管理責任者の責務）</p>	<p>第11条（略） （児童発達支援管理責任者の責務）</p>
<p>第12条 児童発達支援管理責任者は、次項から第8項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p>	<p>第12条 児童発達支援管理責任者は、次項から第8項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p>
<p>(1) 第31条の相談及び援助を行うこと。 (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	<p>(1) 第31条の相談及び援助を行うこと。 (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>
<p>2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、<u>適切な方法により</u>、障害児について、有する能力、置かれてい</p>	<p>2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>る環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行<u>うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう</u>当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。</p>	<p>般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行<u>い、</u>当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。</p>
<p>3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接を行わなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>	<p>3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接を行わなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>
<p>4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、その通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向並びに当該障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための<u>課題、第30条第4項に規定する領域との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた</u>指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援の提供上の留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及びその指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を当該児童発達支援計画の原案に含めるよう努めなければならない。</p>	<p>4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、その通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向並びに当該障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための<u>課題、</u>指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援の提供上の留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及びその指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を当該児童発達支援計画の原案に含めるよう努めなければならない。</p>
<p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、<u>障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、</u>障害児に対する指定児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置</p>	<p>5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、これを行うことができるものとする。）を開催し、児童発</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>等」という。)を活用して、これを行うことができるものとする。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるとともに、その通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書により当該通所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。</p>	<p>達支援計画の原案について意見を求めるとともに、その通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書により当該通所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。</p>
<p>6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者に交付しなければならない。</p>	<p>6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。</p>
<p>第7項～第9項（略）</p>	<p>第7項～第9項（略）</p>
<p><u>10 児童発達支援管理責任者は、業務を行う際は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。</u></p>	
<p>第13条～第26条（略） （通所利用者負担額の受領等）</p>	<p>第13条～第26条（略） （通所利用者負担額の受領等）</p>
<p>第27条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</p>	<p>第27条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</p>
<p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。</p>	<p>2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。</p>
<p><u>(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</u></p>	
<p><u>(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をい</u></p>	

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p><u>う。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</u></p> <p>第3項～第5項（略） （通所利用者負担額に係る管理）</p> <p>第28条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の<u>指定障害児通所支援事業者</u>が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した<u>指定障害児通所支援事業者</u>に通知しなければならない。</p> <p>（障害児通所給付費等の額に係る通知等）</p> <p>第29条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費<u>又は肢体不自由児通所医療費の支給</u>を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費<u>及び肢体不自由児通所医療費の額</u>を通知しなければならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、第27条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。</p>	<p>第3項～第5項（略） （通所利用者負担額に係る管理）</p> <p>第28条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の<u>指定障害児通所支援事業者等（法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下この条において同じ。）</u>が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した<u>指定障害児通所支援事業者等</u>に通知しなければならない。</p> <p>（障害児通所給付費の額に係る通知等）</p> <p>第29条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の<u>支給</u>を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の<u>額</u>を通知しなければならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、第27条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>(指定児童発達支援の取扱方針)</p> <p>第30条 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。</u></p> <p><u>3 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、説明しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 指定児童発達支援事業者は、提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p><u>6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、<u>指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）</u>を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の<u>通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）</u>を受けて、その改善を図らなければならない。</u></p> <p>(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護</p>	<p>(指定児童発達支援の取扱方針)</p> <p>第30条 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p><u>2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、説明しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定児童発達支援事業者は、提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p><u>4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、<u>自ら評価</u>を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の<u>保護者による評価</u>を受けて、その改善を図らなければならない。</u></p> <p>(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況</p> <p>(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況</p> <p>(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況</p> <p>(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</p> <p>(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策</p> <p>(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p>	<p>者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況</p> <p>(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況</p> <p>(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況</p> <p>(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</p> <p>(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策</p> <p>(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p>
<p><u>7</u> 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、<u>自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネット</u>の利用その他の方法により公表しなければならない。</p>	<p><u>5</u> 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、<u>前項の評価及び改善の内容をインターネット</u>の利用その他の方法により公表しなければならない。</p>
<p><u>第30条の2</u> 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、<u>インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p>	
<p><u>（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）</u></p>	
<p><u>第30条の3</u> 指定児童発達支援事業者は、<u>障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならない。</u></p>	
<p>（相談及び援助）</p>	<p>（相談及び援助）</p>
<p>第31条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わな</p>	<p>第31条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わな</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>ればならない。</p> <p>(支援)</p> <p>第32条 指定児童発達支援事業者は、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって<u>支援</u>を行わなければならない。この場合において、障害児の適性に応じ、障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、<u>より適切に支援</u>を行わなければならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、常時1人以上の従業者を<u>支援</u>に従事させなければならない。</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、その指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による<u>支援</u>を受けさせてはならない。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、前3項に規定するもののほか、障害児が日常生活における必要な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。</p> <p>第33条～第36条 (略)</p> <p>(通所給付決定保護者に関する区への通知)</p> <p>第37条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費<u>若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費</u>の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第38条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び<u>発達支援室</u>の定員(第10条第3項に規定する規則で定める基準として定められる<u>発達支援室</u>の定員をいう。)を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情があ</p>	<p>ればならない。</p> <p>(指導、訓練等)</p> <p>第32条 指定児童発達支援事業者は、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって<u>指導、訓練等</u>を行わなければならない。この場合において、障害児の適性に応じ、障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、<u>指導、訓練等</u>を行わなければならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、常時1人以上の従業者を<u>指導、訓練等</u>に従事させなければならない。</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、その指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による<u>指導、訓練等</u>を受けさせてはならない。</p> <p>4 指定児童発達支援事業者は、前3項に規定するもののほか、障害児が日常生活における必要な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。</p> <p>第33条～第36条 (略)</p> <p>(通所給付決定保護者に関する区への通知)</p> <p>第37条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費<u>又は特例障害児通所給付費</u>の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第38条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び<u>指導訓練室</u>の定員(第10条第2項に規定する規則で定める基準として定められる<u>指導訓練室</u>の定員をいう。)を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情があ</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
る場合は、この限りでない。	る場合は、この限りでない。
第39条（略）	第39条（略）
（協力医療機関）	（協力医療機関）
第40条 <u>指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）</u> は、障害児の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関（当該指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。次条において同じ。）を定めなければならない。	第40条 <u>指定児童発達支援事業者</u> は、障害児の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関（当該指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。次条において同じ。）を定めなければならない。
第41条～第46条（略）	第41条～第46条（略）
（利益供与等の禁止）	（利益供与等の禁止）
第47条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法 <u>第5条第19項</u> に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	第47条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法 <u>第5条第18項</u> に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
第48条～第51条（略）	第48条～第51条（略）
（安全計画の策定等）	（安全計画の策定等）
第51条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活	第51条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 指定児童発達支援事業者は、その従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>	<p>2 指定児童発達支援事業者は、その従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>
<p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関してその<u>通所給付決定保護者</u>との連携が図られるよう、当該<u>通所給付決定保護者</u>に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p>	<p>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関してその<u>保護者</u>との連携が図られるよう、当該<u>保護者</u>に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p>
<p>4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>
<p>第51条の3～第58条（略） （設備及び備品等）</p>	<p>第51条の3～第58条（略） （設備及び備品等）</p>
<p>第59条 基準該当児童発達支援事業所は、<u>発達支援</u>を行う場所並びに基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p>	<p>第59条 基準該当児童発達支援事業所は、<u>指導訓練</u>を行う場所並びに基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p>
<p>2 前項に規定する<u>発達支援を行う場所には、支援</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p>	<p>2 前項に規定する<u>指導訓練を行う場所には、訓練</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p>
<p>3 第1項に規定する設備及び備品等は、専らその基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>3 第1項に規定する設備及び備品等は、専らその基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>第60条（略） （準用）</p>	<p>第60条（略） （準用）</p>
<p>第61条 第4条、第7条及び第4節（第15条、第27条第1項、第28条、第29条第1項、第33条、第35条及び第49条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合にお</p>	<p>第61条 第4条、第7条及び第4節（第15条、第27条第1項、第28条、第29条第1項、第33条、第35条及び第49条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合にお</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>いて、第38条中「<u>発達支援室</u>の定員（<u>第10条第3項</u>に規定する規則で定める基準として定められる<u>発達支援室</u>の定員をいう。）」とあるのは、「<u>発達支援</u>を行う場所の定員」と読み替えるものとする。</p>	<p>いて、第38条中「<u>指導訓練室</u>の定員（<u>第10条第2項</u>に規定する規則で定める基準として定められる<u>指導訓練室</u>の定員をいう。）」とあるのは、「<u>指導訓練</u>を行う場所の定員」と読み替えるものとする。</p>
<p>第62条～第64条 （略）</p>	<p>第62条～第64条 （略）</p>
<p>第3章 削除</p>	<p><u>第3章 医療型児童発達支援</u></p>
<p>第65条から第75条まで 削除</p>	<p><u>第1節 基本方針</u></p>
	<p><u>第65条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。</u></p>
	<p><u>第2節 人員に関する基準</u> <u>（従業者の配置の基準）</u></p>
	<p><u>第66条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。</u></p>
	<p><u>（1） 診療所として必要とされる従業者</u></p>
	<p><u>（2） 児童指導員</u></p>
	<p><u>（3） 保育士</u></p>
	<p><u>（4） 看護職員</u></p>
	<p><u>（5） 理学療法士又は作業療法士</u></p>
	<p><u>（6） 児童発達支援管理責任者</u></p>
	<p><u>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合は、機能訓練担当職員を規則で定める基準により置かなければならない。</u></p>
	<p><u>3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等</u></p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
	<p><u>に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p><u>（準用）</u></p> <p><u>第67条 第7条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。</u></p> <p><u>第3節 設備に関する基準</u></p> <p><u>（設備）</u></p> <p><u>第68条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 診療所として必要とされる設備を有すること。</u></p> <p><u>（2） 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。</u></p> <p><u>（3） 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。</u></p> <p><u>（4） 階段の傾斜は緩やかにすること。</u></p> <p><u>2 前項第1号から第3号までに掲げる設備は、専らその指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。</u></p> <p><u>第4節 運営に関する基準</u></p> <p><u>（運営規程）</u></p> <p><u>第69条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。</u></p> <p><u>（1） 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>（2） 従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
	<p><u>(3) 営業日及び営業時間</u></p> <p><u>(4) 利用定員</u></p> <p><u>(5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p><u>(6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）</u></p> <p><u>(7) 指定医療型児童発達支援の利用に当たっての留意事項</u></p> <p><u>(8) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(9) 非常災害対策</u></p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項（利用定員）</u></p> <p><u>第70条 指定医療型児童発達支援事業所の利用定員は、規則で定める。（通所利用者負担額の受領等）</u></p> <p><u>第71条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</u></p> <p><u>2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる額の支払を受けるものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</u></p> <p><u>(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき法第21条の5の29第2項に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</u></p> <p><u>3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項に定める場合において</u></p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
	<p><u>通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。</u></p> <p><u>4 指定医療型児童発達支援事業者は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を、当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。</u></p> <p><u>5 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。</u> <u>（障害児通所給付費の額に係る通知等）</u></p> <p><u>第72条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る額の支払を受けた場合は、当該指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。</u> <u>（通所給付決定保護者に関する区への通知）</u></p> <p><u>第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。</u> <u>（情報の提供等）</u></p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>第4章 放課後等デイサービス 第1節 基本方針</p> <p>第76条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上</p>	<p><u>第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児が、適切かつ円滑に指定医療型児童発達支援を利用できるように、実施する事業の内容について情報の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</u></p> <p><u>（準用）</u></p> <p><u>第75条 第11条、第12条、第14条、第14条の2、第16条から第26条まで、第28条、第30条（第4項及び第5項を除く。）から第36条まで、第38条、第39条、第41条から第45条まで、第47条から第51条の3まで及び第53条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第75条において準用する次条、第75条において準用する第30条第1項及び第75条において準用する第53条第2項第2号において「医療型児童発達支援計画」と、第16条第1項中「運営規程」とあるのは「第69条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第71条第1項」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第38条中「定員（第10条第2項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と、第41条第1項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第53条第2項第3号中「第37条」とあるのは「第73条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第4章 放課後等デイサービス 第1節 基本方針</p> <p>第76条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>のために<u>必要な支援</u>を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、<u>適切かつ効果的な支援</u>を行うものでなければならない。</p>	<p>のために<u>必要な訓練</u>を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、<u>指導及び訓練を適切かつ効果的に</u>行うものでなければならない。</p>
<p>第77条～第78条 （略）</p>	<p>第77条～第78条 （略）</p>
<p>（設備及び備品等）</p>	<p>（設備及び備品等）</p>
<p>第79条 指定放課後等デイサービス事業所は、<u>発達支援室</u>並びに指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p>	<p>第79条 指定放課後等デイサービス事業所は、<u>指導訓練室</u>並びに指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p>
<p>2 前項に規定する<u>発達支援室</u>には、<u>支援に</u>必要な機械器具等を備えなければならない。</p>	<p>2 前項に規定する<u>指導訓練室</u>には、<u>訓練に</u>必要な機械器具等を備えなければならない。</p>
<p>3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>第80条～第81条 （略）</p>	<p>第80条～第81条 （略）</p>
<p>（準用）</p>	<p>（準用）</p>
<p>第82条 第11条から第14条の2まで、第16条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項及び第50条から第53条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第82条において準用する次条、第82条において準用する第30条第1項及び第82条において準用する第53条第2項第2号において「放課後等デイサービス計画」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第81条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第81条第2項」と、第38条中「定員（<u>第10条第3項</u>に規定する規則で定める基準として定められる<u>発達支援室</u>の定員をいう。））」とあるのは「定</p>	<p>第82条 第11条から第14条の2まで、第16条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項及び第50条から第53条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第82条において準用する次条、第82条において準用する第30条第1項及び第82条において準用する第53条第2項第2号において「放課後等デイサービス計画」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第81条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第81条第2項」と、第38条中「定員（<u>第10条第2項</u>に規定する規則で定める基準として定められる<u>指導訓練室</u>の定員をいう。））」とあるのは「定</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>員」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 共生型放課後等デイサービスに関する基準 (準用)</p> <p>第83条 第7条、第8条、第11条から第14条の2まで、第16条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項、第50条から第56条まで、第76条及び第81条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第83条において準用する次条、第83条において準用する第30条第1項及び第83条において準用する第53条第2項第2号において「共生型放課後等デイサービス計画」と、第38条中「定員（<u>第10条第3項</u>に規定する規則で定める基準として定められる<u>発達支援室</u>の定員をいう。））」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。</p> <p>第6節 基準該当放課後等デイサービスに関する基準</p> <p>第84条 (略) (設備及び備品等)</p> <p>第85条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、<u>発達支援</u>を行う場所並びに基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<u>発達支援</u>を行う場所には、<u>支援</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する設備及び備品等は、専らその基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第86条 基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、規則で</p>	<p>員」と読み替えるものとする。</p> <p>第5節 共生型放課後等デイサービスに関する基準 (準用)</p> <p>第83条 第7条、第8条、第11条から第14条の2まで、第16条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条、第36条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項、第50条から第56条まで、第76条及び第81条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第83条において準用する次条、第83条において準用する第30条第1項及び第83条において準用する第53条第2項第2号において「共生型放課後等デイサービス計画」と、第38条中「定員（<u>第10条第2項</u>に規定する規則で定める基準として定められる<u>指導訓練室</u>の定員をいう。））」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。</p> <p>第6節 基準該当放課後等デイサービスに関する基準</p> <p>第84条 (略) (設備及び備品等)</p> <p>第85条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、<u>指導訓練</u>を行う場所並びに基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する<u>指導訓練</u>を行う場所には、<u>訓練</u>に必要な機械器具等を備えなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する設備及び備品等は、専らその基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(利用定員)</p> <p>第86条 基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、規則で</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>定める。 （準用）</p> <p>第87条 第7条、第11条から第14条の2まで、第16条から第26条まで、第29条第2項、第30条から第32条まで、第34条、第36条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項、第50条から第53条まで、第62条から第64条まで、第76条及び第81条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第87条において準用する次条、第87条において準用する第30条第1項及び第87条において準用する第53条第2項第2号において「基準該当放課後等デイサービス計画」と、第38条中「定員（<u>第10条第3項</u>に規定する規則で定める基準として定められる<u>発達支援室</u>の定員をいう。））」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 居宅訪問型児童発達支援 第1節 基本方針</p> <p>第88条～第94条 （略） （準用）</p> <p>第95条 第11条、第12条、第14条、第14条の2、第16条から第26条まで、第28条から第30条（<u>第6項及び第7項</u>を除く。）まで、<u>第30条の2、第31条</u>、第32条、第34条、第36条、第37条、第39条から第43条まで、<u>第45条から第48条まで</u>、第49条第1項、第50条、第51条の2、第51条の3第1項、第52条<u>及び第53条</u>の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項及び第12条（第1項、第3項及び第8項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第93条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第93条第2項」と、</p>	<p>定める。 （準用）</p> <p>第87条 第7条、第11条から第14条の2まで、第16条から第26条まで、第29条第2項、第30条から第32条まで、第34条、第36条から第43条まで、第45条から第48条まで、第49条第1項、第50条から第53条まで、第62条から第64条まで、第76条及び第81条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第87条において準用する次条、第87条において準用する第30条第1項及び第87条において準用する第53条第2項第2号において「基準該当放課後等デイサービス計画」と、第38条中「定員（<u>第10条第2項</u>に規定する規則で定める基準として定められる<u>指導訓練室</u>の定員をいう。））」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。</p> <p>第5章 居宅訪問型児童発達支援 第1節 基本方針</p> <p>第88条～第94条 （略） （準用）</p> <p>第95条 第11条、第12条、第14条、第14条の2、第16条から第26条まで、第28条から第30条（<u>第4項及び第5項</u>を除く。）まで、<u>第31条、第32条、第34条、第36条、第37条、第39条から第43条まで、第45条、第47条、第48条</u>、第49条第1項、第50条、第51条の2、第51条の3第1項、第52条、<u>第53条及び第74条</u>の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項及び第12条（第1項、第3項及び第8項を除く。）中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第93条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第93条第2項」と、</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>と、第30条第1項及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、<u>第12条第4項中「第30条第4項に規定する領域との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」とあるのは「第30条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第46条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない。」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第30条第1項及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p>
<p>第6章 保育所等訪問支援</p>	<p>第6章 保育所等訪問支援</p>
<p>第96条～第99条 （略）</p>	<p>第96条～第99条 （略）</p>
<p>（準用）</p>	<p>（準用）</p>
<p>第100条 第11条、第12条<u>（第4項を除く。）</u>、第14条、第14条の2、第16条から第26条まで、第28条から第30条（第4項及び第5項を除く。）まで、<u>第30条の3、第31条</u>、第32条、第34条、第36条、第37条、第39条、第41条から第43条まで、<u>第45条から第48条まで</u>、第49条第1項、第50条、第51条の2、第51条の3第1項、第52条、<u>第53条及び第92条から第94条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第100条において準用する次条、第100条において準用する第30条第1項及び第100条において準用する第53条第2項第2号において「保育所等訪問支援計画」と、第16条第1項中「運営規程」とあるのは「第100条において準用する第94条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第100条において準用する第93条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第100条において準用する第93条第2項」と、<u>第30条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評</u></u></p>	<p>第100条 第11条、第12条、第14条、第14条の2、第16条から第26条まで、第28条から第30条（第4項及び第5項を除く。）まで、<u>第31条</u>、第32条、第34条、第36条、第37条、第39条、第41条から第43条まで、<u>第45条、第47条、第48条</u>、第49条第1項、第50条、第51条の2、第51条の3第1項、第52条、<u>第53条、第74条及び第92条から第94条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第11条第2項中「（次条、第30条第1項及び第53条第2項第2号において「児童発達支援計画」とあるのは「（第100条において準用する次条、第100条において準用する第30条第1項及び第100条において準用する第53条第2項第2号において「保育所等訪問支援計画」と、第16条第1項中「運営規程」とあるのは「第100条において準用する第94条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第26条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第100条において準用する第93条第1項」と、第29条第2項中「第27条第2項」とあるのは「第100条において準用する第93条第2項」と、<u>第41条第1項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、<u>第92条中「居宅」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。</u></u></u></p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p><u>価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第12条第4項中「第30条第4項に規定する領域との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」とあるのは「地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第41条第1項中「従業者の勤務体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、<u>第46条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない。」と、第92条中「、居宅」とあるのは「、施設」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>第7章 多機能型事業所に関する特例 （従業者の配置の基準に関する特例）</p> <p>第101条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第5条第1項及び第2項、第6条、第77条第1項及び第2項、第89条並びに第97条の規定の適用については、第5条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第6条中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第77条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第89条中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、</p>	<p>第7章 多機能型事業所に関する特例 （従業者の配置の基準に関する特例）</p> <p>第101条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第5条第1項及び第2項、<u>第6条、第66条</u>、第77条第1項及び第2項、第89条並びに第97条の規定の適用については、第5条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第6条中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、<u>第66条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、</u>第77条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
第97条中「事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。	同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第97条中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第97条中「事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。
2 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）の利用定員の合計が規則で定める数に満たない場合は、当該事業所の従業者を、規則で定める基準により置くことができる。	2 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）の利用定員の合計が規則で定める数に満たない場合は、当該事業所の従業者を、規則で定める基準により置くことができる。
第102条～第103条 （略） 第8章 雑則 （電磁的記録等）	第102条～第103条 （略） 第8章 雑則 （電磁的記録等）
第104条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第17条第1項（第57条、第61条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）、第21条（第57条、第61条、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	第104条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第17条第1項（第57条、第61条、 <u>第75条</u> 、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）、第21条（第57条、第61条、 <u>第75条</u> 、第82条、第83条、第87条、第95条及び第100条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定さ	2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定さ

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>れるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>第105条～附則（略）</p> <p><u>附 則（令和6年 月 日条例第 号）</u> （施行期日）</p> <p><u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第47条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する</u> （経過措置）</p> <p><u>2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正後の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。</u></p> <p><u>3 改正法附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</u></p> <p><u>4 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</u></p>	<p>れるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>第105条～附則（略）</p>

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>(以下「改正前の条例」という。) 第 6 条第 4 項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の条例第 6 条 の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 3 1 日までの間、なお従前の例によることができる。</p> <p>5 この条例施行の際、現に指定を受けている改正前の条例第 6 条第 4 項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の条例第 1 0 条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>6 改正後の条例第 30 条の 2 (第 57 条、第 61 条、第 82 条、第 83 条、第 87 条及び第 95 条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、第 3 0 条の 2 中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。</p>	

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

別紙 2

改正後	改正前
<p>○世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月1日条例第28号</p>	<p>○世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月1日条例第28号</p>
<p style="text-align: center;">改正</p> <p>令和2年3月4日条例第10号 令和3年3月9日条例第14号 令和3年6月25日条例第35号 令和5年3月6日条例第13号 令和5年6月27日条例第45号 <u>令和6年 月 日条例第 号</u></p>	<p style="text-align: center;">改正</p> <p>令和2年3月4日条例第10号 令和3年3月9日条例第14号 令和3年6月25日条例第35号 令和5年3月6日条例第13号 令和5年6月27日条例第45号</p>
<p>世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>目次～第1条（略）</p> <p>（用語の意義）</p>	<p>世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>目次～第1条（略）</p> <p>（用語の意義）</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 指定障害児入所施設 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。</p> <p>（2） 指定入所支援 法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。</p> <p>（3） 指定福祉型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち、法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設であるものをいう。</p> <p>（4） 指定医療型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち、法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設であるものをいう。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 指定障害児入所施設 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。</p> <p>（2） 指定入所支援 法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。</p> <p>（3） 指定福祉型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち、法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設であるものをいう。</p> <p>（4） 指定医療型障害児入所施設 指定障害児入所施設のうち、法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設であるものをいう。</p>

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>(5) 指定入所支援費用基準額 法第24条の2第2項第1号（法第24条の24第3項の規定により同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。</p> <p>(6) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号（法第24条の24第3項の規定により同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき法第24条の20第2項第1号及び第2号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(7) 入所給付決定 法第24条の3第4項に規定する入所給付決定をいう。</p> <p>(8) 入所給付決定保護者 法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。</p> <p>(9) 給付決定期間 法第24条の3第6項に規定する給付決定期間をいう。</p> <p>(10) 入所受給者証 法第24条の3第6項に規定する入所受給者証をいう。</p> <p>(11) 法定代理受領 法第24条の3第8項（法第24条の7第2項において準用する場合及び法第24条の24第3項の規定により同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり区又は都道府県（指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市（法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市をいう。）を含む。次条第4項を除き、以下同じ。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第3項（法第24条の24第3項の規定により同</p>	<p>(5) 指定入所支援費用基準額 法第24条の2第2項第1号（法第24条の24第2項の規定により同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。</p> <p>(6) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号（法第24条の24第2項の規定により同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき法第24条の20第2項第1号及び第2号に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(7) 入所給付決定 法第24条の3第4項に規定する入所給付決定をいう。</p> <p>(8) 入所給付決定保護者 法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者をいう。</p> <p>(9) 給付決定期間 法第24条の3第6項に規定する給付決定期間をいう。</p> <p>(10) 入所受給者証 法第24条の3第6項に規定する入所受給者証をいう。</p> <p>(11) 法定代理受領 法第24条の3第8項（法第24条の7第2項において準用する場合及び法第24条の24第2項の規定により同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり区又は都道府県（指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市（法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市をいう。）を含む。次条第4項を除き、以下同じ。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第3項（法第24条の24第2項の規定により同</p>

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり区又は都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設が受けることをいう。</p>	<p>条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり区又は都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設が受けることをいう。</p>
<p>2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。 (指定障害児入所施設の一般原則)</p>	<p>2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。 (指定障害児入所施設の一般原則)</p>
<p>第3条 法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号に規定する指定障害児入所施設の申請者として条例で定める者は、法人とする。</p>	<p>第3条 法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号に規定する指定障害児入所施設の申請者として条例で定める者は、法人とする。</p>
<p>2 指定障害児入所施設は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）<u>及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）</u>を作成し、これらに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、当該指定入所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p>	<p>2 指定障害児入所施設は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を<u>作成し、当該入所支援計画</u>に基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、当該指定入所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p>
<p>3 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立って指定入所支援を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>3 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立って指定入所支援を提供するよう努めなければならない。</p>

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>4 指定障害児入所施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区、都道府県、他の区市町村、<u>障害福祉サービス</u>を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>4 指定障害児入所施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区、都道府県、他の区市町村、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）</u>を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>5 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>5 指定障害児入所施設は、当該指定障害児入所施設を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>第2章 指定福祉型障害児入所施設 第1節 人員に関する基準 (従業者の配置の基準)</p>	<p>第2章 指定福祉型障害児入所施設 第1節 人員に関する基準 (従業者の配置の基準)</p>
<p>第4条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる従業者を、規則で定める基準により置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第6号の調理員を置かないことができる。</p>	<p>第4条 指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる従業者を、規則で定める基準により置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第6号の調理員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 嘱託医 (2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。） (3) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。第51条第1項第2号において同じ。） (4) 保育士 (5) 栄養士 (6) 調理員</p>	<p>(1) 嘱託医 (2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。） (3) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。第51条第1項第2号において同じ。） (4) 保育士 (5) 栄養士 (6) 調理員</p>

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>(7) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させるものである場合にあっては医師を、<u>心理支援</u>を行う必要があると認められる障害児5人以上に<u>心理支援</u>を行う場合にあっては<u>心理担当職員</u>を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を規則で定める基準によりそれぞれ置かなければならない。</p>	<p>(7) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させるものである場合にあっては医師を、<u>心理指導</u>を行う必要があると認められる障害児5人以上に<u>心理指導</u>を行う場合にあっては<u>心理指導担当職員</u>を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を規則で定める基準によりそれぞれ置かなければならない。</p>
<p>第2節 設備に関する基準</p>	<p>第2節 設備に関する基準</p>
<p>第5条 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、主として盲児（強度の弱視児を含む。次項第2号及び第4項において同じ。）又は主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。次項第3号において同じ。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。</p>	<p>第5条 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、主として盲児（強度の弱視児を含む。次項第2号及び第4項において同じ。）又は主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。次項第3号において同じ。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。</p>
<p>2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下この項において「職業指導に必要な設備」という。）</p> <p>(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯</p>	<p>2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備（以下この項において「職業指導に必要な設備」という。）</p> <p>(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯</p>

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
室、 <u>支援室</u> 、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備	室、 <u>訓練室</u> 、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、 <u>支援室</u> 、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備	(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、 <u>訓練室</u> 、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 <u>支援室</u> 、 <u>屋外遊戯場</u> 並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備	(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 <u>訓練室</u> 、 <u>屋外訓練場</u> 並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
第3項～第5項（略） 第3節 運営に関する基準 （管理者による管理等）	第3項～第5項（略） 第3節 運営に関する基準 （管理者による管理等）
第6条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設を管理する者（以下この節において「管理者」という。）を置かなければならない。	第6条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設を管理する者（以下この節において「管理者」という。）を置かなければならない。
第2項～第4項（略）	第2項～第4項（略）
<u>5 管理者は、その指定福祉型入所施設の児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</u>	
<u>6</u> 管理者は、その指定福祉型障害児入所施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。 （児童発達支援管理責任者の責務）	<u>5</u> 管理者は、その指定福祉型障害児入所施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。 （児童発達支援管理責任者の責務）
第7条 児童発達支援管理責任者は、 <u>次項から第8項まで及び第10項から12項まで</u> に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。	第7条 児童発達支援管理責任者は、 <u>次項から第8項まで</u> に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。
(1) 第26条の規定による検討及び必要な援助並びに第27条の相談及び援助を行うこと。	(1) 第26条の規定による検討及び必要な援助並びに第27条の相談及び援助を行うこと。
(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、	2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p><u>適切な方法により、</u>障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を<u>行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、</u>当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。</p>	<p>障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を<u>行い</u>、当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。</p>
第3項～第4項（略）	第3項～第4項（略）
<p>5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、<u>障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、</u>障害児に対する指定入所支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、これを行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるとともに、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書により当該入所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。</p>	<p>5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、これを行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるとともに、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書により当該入所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。</p>
第6項～第9項（略）	第6項～第9項（略）
<p><u>10 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。</u></p>	
<p><u>11 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討</u></p>	

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p><u>結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、その支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。</u></p> <p><u>1 2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>1 3 第3項、第5項及び第6項の規定は、第10項に規定する移行支援計画の作成について準用する。</u></p> <p><u>1 4 第3項、第5項、第6項、第8項、第10項及び第11項の規定は、第12項に規定する移行支援計画の変更について準用する。</u></p> <p><u>1 5 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。</u></p> <p>第8条～第24条（略） （指定入所支援の取扱方針）</p> <p>第25条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p><u>2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。</u></p>	<p>第8条～第24条（略） （指定入所支援の取扱方針）</p> <p>第25条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p>

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p><u>3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。</u></p>	
<p>4 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。</p>	<p>2 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。</p>
<p>5 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>3 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>
<p>第26条～第27条（略）</p>	<p>第26条～第27条（略）</p>
<p>（支援）</p>	<p>（指導、訓練等）</p>
<p>第28条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、適切な技術をもって<u>支援</u>を行わなければならない。この場合において、障害児の適性に応じ、当該障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、<u>より適切に支援</u>を行わなければならない。</p>	<p>第28条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、適切な技術をもって<u>指導、訓練等</u>を行わなければならない。この場合において、障害児の適性に応じ、当該障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、<u>指導、訓練等</u>を行わなければならない。</p>
<p>2 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を<u>支援</u>に従事させなければならない。</p>	<p>2 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を<u>指導、訓練等</u>に従事させなければならない。</p>
<p>3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による<u>支援</u>を受けさせてはならない。</p>	<p>3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による<u>指導、訓練等</u>を受けさせてはならない。</p>
<p>4 指定福祉型障害児入所施設は、前3項に規定するもののほか、障害児が日常生活における必要な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めることができるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。</p>	<p>4 指定福祉型障害児入所施設は、前3項に規定するもののほか、障害児が日常生活における必要な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めることができるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。</p>
<p>第29条～第36条（略）</p>	<p>第29条～第37条（略）</p>
<p>（協力医療機関等）</p>	<p>（協力医療機関等）</p>
<p>第37条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備え</p>	<p>第37条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備え</p>

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>るために、あらかじめ、協力医療機関（当該指定福祉型障害児入所施設との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。<u>以下この条及び</u>次条において同じ。）を定めなければならない。</p>	<p>るために、あらかじめ、協力医療機関（当該指定福祉型障害児入所施設との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。次条において同じ。）を定めなければならない。</p>
<p>2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定福祉型障害児入所施設との間で、障害児が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。次条において同じ。）を定めるよう努めなければならない。</p>	<p>2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定福祉型障害児入所施設との間で、障害児が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。次条において同じ。）を定めるよう努めなければならない。</p>
<p><u>3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	
<p><u>4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	
<p>第38条～第43条 （略） （利益供与等の禁止）</p>	<p>第39条～第43条 （略） （利益供与等の禁止）</p>
<p>第44条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第19項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の</p>	<p>第44条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の</p>

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
利益を供与してはならない。	利益を供与してはならない。
2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
第45条～第49条（略） （記録の整備）	第45条～第49条（略） （記録の整備）
第50条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。	第50条 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。
2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。	2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。
(1) 入所支援計画及び移行支援計画 (2) 第19条第1項に規定する提供した指定入所支援に係る記録 (3) 第34条の規定による区への通知に係る記録 (4) 身体的拘束等の記録 (5) 第45条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 第47条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録	(1) 入所支援計画 (2) 第19条第1項に規定する提供した指定入所支援に係る記録 (3) 第34条の規定による区への通知に係る記録 (4) 身体的拘束等の記録 (5) 第45条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (6) 第47条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録
第3章 指定医療型障害児入所施設 第1節 人員に関する基準 （従業者の配置の基準）	第3章 指定医療型障害児入所施設 第1節 人員に関する基準 （従業者の配置の基準）
第51条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる従業者を、規則で定める基準により置かなければならない。	第51条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる従業者を、規則で定める基準により置かなければならない。
(1) 病院として必要とされる従業者 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) <u>心理支援</u> を担当する職員（主として重症心身障害児（法第7	(1) 病院として必要とされる従業者 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) <u>心理指導</u> を担当する職員（主として重症心身障害児（法第7

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>条第2項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。） を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）</p>	<p>条第2項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。） を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）</p>
<p>(5) 理学療法士又は作業療法士（主として肢体不自由のある児童又は主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）</p>	<p>(5) 理学療法士又は作業療法士（主として肢体不自由のある児童又は主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）</p>
<p>(6) 児童発達支援管理責任者</p>	<p>(6) 児童発達支援管理責任者</p>
<p>第2項～第3項（略）</p>	<p>第2項～第3項（略）</p>
<p>第2節 設備に関する基準</p>	<p>第2節 設備に関する基準</p>
<p>第52条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。</p>	<p>第52条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。</p>
<p>(1) 病院として必要とされる設備</p>	<p>(1) 病院として必要とされる設備</p>
<p>(2) <u>支援室</u></p>	<p>(2) <u>訓練室</u></p>
<p>(3) 浴室</p>	<p>(3) 浴室</p>
<p>2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設は、前項各号に掲げる設備のほか、当該指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢装具を製作する設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。</p>	<p>2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設は、前項各号に掲げる設備のほか、当該指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢装具を製作する設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。</p>
<p>(1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室</p>	<p>(1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室</p>
<p>(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 <u>屋外遊戯場</u>、ギブス室、特殊手工芸等の作業の<u>支援</u>に必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p>	<p>(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 <u>屋外訓練場</u>、ギブス室、特殊手工芸等の作業の<u>指導</u>に必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p>
<p>第3項～第5項（略）</p>	<p>第3項～第5項（略）</p>
<p>第53条～附則（略）</p>	<p>第53条～附則（略）</p>
<p><u>附 則（令和6年 月 日条例第 号）</u></p>	

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第44条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号の政令で定める日から施行する。</u>	